

事 務 連 絡
令和元年 8 月 7 日

(別記) 御中

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の
費用に係る留意事項について

消費税率については、2019年10月1日に8%から10%への変更が予定されており、特定健康診査及び特定保健指導に係る具体的な消費税率の適用の考え方や請求実務の取扱いについては、「消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について」(平成30年12月25日付け事務連絡)においてお示ししたところであり、また、特定健康診査及び特定保健指導の集合契約における標準的な契約書の例につきましては、「消費税率変更に係る集合契約における標準的な契約書の例及び消費税率変更後の特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料についての覚書について」(平成30年12月25日付け事務連絡)においてお示ししたところです。

今般、上記事務連絡の別紙Q&Aの一部を改正するとともに、平成30年度に締結した集合契約における消費税率変更に係る標準的な覚書の例を提示することとしております。

このQ&Aの改正後全文及び新旧対照表について別添1及び別添2のとおり、覚書の例について別添3のとおりお示ししましたので、ご参照の上、適宜ご活用いただくとともに、貴管内保険者及び関係者への周知をお願いいたします。

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金